

「消費税軽減税率制度対策セミナー開催のお知らせ」

来年 10 月から消費税が 10%へ引き上げられるのと同時に、消費税軽減税率制度が導入されます。商工会では、八女税務署から講師をお招きして「消費税軽減税率制度対策セミナー」を下記の通り開催いたします。経営者・経理担当者の方はお気軽にご参加下さい。

1. テーマ 消費税軽減税率対策セミナー
2. 開催日時 平成 30 年 12 月 19 日（水） 14 時～16 時
3. 開催場所 広川町産業展示会館 2 階大ホール
4. 人数 50 名程度（先着順）
5. スケジュール
（第 1 部）消費税軽減税率とは・インボイス制度について
（第 2 部）H30 確定申告の留意点について
6. 申込み／お問合せ先
広川町商工会（担当：田中）
TEL：0943-32-0344 FAX：0943-33-1068

-----切り取らずこのまま FAX 下さい-----

事業所名			
参加者名			
住所			
連絡先		業種	